

2012年1月20日
日 本 銀 行

日本銀行が金融機関から買入れた株式の売却延期について

日本銀行は、本日開催した政策委員会において、「株式買入等基本要領」の一部改正等について別紙のとおり決定しました。

日本銀行が金融機関から買入れた株式については、2012年3月末までは原則として売却を行わない扱いとしてきました。今回の決定では、内外金融資本市場の動向等を踏まえ、その期限を2年間延長し、2014年3月末とすることとしました。あわせて、従来と同じ売却期間を確保する観点から、売却を完了する期限についても、2017年9月末から、2019年9月末まで2年間延長することとしました。

また、これらの実施に関し、日本銀行法の規定に基づき、財務大臣および金融庁長官に認可を申請しました。

以 上

「株式買入等基本要領」の一部改正等に関する件

1. 「株式買入等基本要領」（平成14年10月11日決定）を別紙1. のとおり一部改正すること。
2. 「株式の処分の指針」（平成19年7月31日決定）を別紙2. のとおり一部改正すること。
3. 1. の実施に関し、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙3. および別紙4. のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。（添付略）
4. 改正後の1. および2. の諸規程の実施日は、3. の認可を受けた日とすること。
5. 「日本銀行業務方法書」（平成10年3月24日決定）を、3. の認可が得られることを条件に、別紙5. のとおり一部変更すること。（添付略）

以 上

「株式買入等基本要領」中一部改正

○ 10. を横線のとおり改める。

10. 買入れた株式の処分

(1) 買入れた株式は、原則として、平成 2426 年 3 月末まで処分を行わない。
ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りでない。

イ. }
 ㍷ } 略 (不変)
ホ. }

(2) 平成 2426 年 3 月末において保有する株式は、平成 2931 年 9 月末までに、
株式市場の情勢を勘案し、適正な対価で処分するものとする。

(3) 略 (不変)

「株式の処分の指針」中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 取引所市場における売却

(1) 株式の売却は、株式市場に与える影響を極力回避するため、売却時期の分散に配慮しつつ、~~2017~~2019年9月末までに完了する。

(2) }
J } 略（不変）
(5) }